

資料

USIAKOI MISTHOTAI

に
つ
い
て— 羅馬帝制期に於ける屬州埃及
所在皇帝御料地 (usai) 經營の
一側面 —

渡邊 金 一

(1)

吾々は最近村川堅太郎教授の勞作「羅馬大土地所有制」(社會構成史體系第二卷)により、その中で取り上げられている伊太利とアフリカについてみても兩者はそれぞれ決して一様には論ぜられぬ特殊事情を有するものであることを知らされた。ところで事情は羅馬帝國內の他の諸屬州についてはどうであつたか。羅馬帝國の政治的文化的な統一化傾向の存するに拘らず、それぞれの屬州がその背後に有し、更にはその中でなお生活している特異の文化傳統が、今問題の「大土地所有制」という點に關しても諸屬州間に幾多の差異を發生せしめたであらうこと

資
料

は、元來想像されるところであるが、事實帝制期の諸史料は各屬州に固有な種々の側面をば示してくれる。かゝる事情のもとにあつて、所謂「古代世界に於ける大土地所有制乃至それを通じて見たる社會構成」という題目をば根本に豫想しつゝ、「伊太利・屬州アフリカ以外の地にあつて事實は如何」という問題を提出するならば、その解決の途は決して自明のものでない。何故ならばかゝる問題解決には何よりも先ずかゝる解決に際しての一貫した視點が必要であるが故であり、之なくしては研究は事實の無限の錯綜のふかみにおちいつてしまつただけだらう。事實 Tenny Frank 編の *Economic Survey of Ancient Rome* が大規模な計畫のもと世界的學者を動員して爲されたがらも、吾々がこの仕事から受ける印象はかようなものではないだらうか。かく考え來ると過去の歐羅巴古代の社會經濟史の諸業績の中で上記の問題に關して今述べた如き批判にたえらるるはやはり Rostowzew: *Studien zur Geschichte des römischen Kolonates*, 1910 でなければならぬし、刊行後既に四十年間を経過せる今日なほ本書を出發點として決して間違ひではない。もとより本稿は之の書物を直接の手がかりとして、屬州埃及の農業事情の一側面(即ち皇帝御料地)の一時期(主として帝制最初の二百年間)を、*Domänenpächter* たる *misthotai usiakoi* を通じて明かにする以上の何ものでもなく、*Protopropheten* が「羅馬コロナートゥスの歴史研究」の敘述にさいし——否或る意味では彼の初期の論文 *Geschichte der*

Staatspacht in der römischen Kaiserzeit bis Diokletian (Philologus Supplement Band IX, 1902) から知られる彼の最晩年のしかも全生涯の最大傑作となるだろうと思われる The Social and Economic History of the Hellenistic World vols. 3, 1941, Oxford に至る迄一貫して採りつづる視點、更には歐羅巴古代史研究に占める彼の學問の位置——就中マックス・ヴェーバーとの關係——等については今はそれとしてとり上げることはしないが、少くともかゝる問題に第一歩をふみ出す手掛りが得られないだらうかについても同時に努力してみた次第である。

(II)

さて屬州埃及が土地・農業制度に關しても伊太利・アフリカは固より他の諸屬州とも比較を絶した獨特のものを有していたことはここにあらためて繰返す要もあるまい。羅馬帝國は此處で嘗てプロレマイオス王朝の有した「王地」(γῆ βασιλική)をば、之を耕作する「王の農民」(βασιλικὴ γεωργία)ともども何等の目ぼしい變化なしに受けついでいる。かゝる農民と國家との間に有する關係は何等契約と稱すべきものではなくして、後者が定めた條件を前者が義務としてうけ入れ、その結果耕作 (γεωργία) が許される底のものにすぎぬこと、しかもかゝる條件の内容は専ら國家への貢租に關するものであり、小作期限は何等明確にうたわれることなく國家が欲するときは何時たり

と言へ直ちにかゝる關係は解消される底のものであつたことはロストマンツェンの指摘するところである。

かゝる王地(羅馬時代になつて公地 (γῆ δημοτικα) とよばれる)と相並び國有地を構成する土地の種類の一つに皇帝御料地 (γῆ ὀβαραί) とよばれるものが存した。この種に所屬の土地の一部は今述べた「王の農民」羅馬時代になつて「公民」(δημοτικὴ γεωργία) とよばれる)乃至「御料地農民」(ὀβαραί γεωργία) により、先述の「王地」乃至「公地」に於けると同一の條件で耕作されたが、かゝる方式と相並び此處では時期の限定された土地貸借の方法が存した。之は御料地貸借契約 (μιοθωσις ὀβαραί) とよばれたが、かゝる關係は前記の "yeopita" に象徴されるよゝな農民の半隸屬性 (Oertel) に比して少くもその本來的な姿において「自由な」契約 (μιοθωσις) として特色づけられよう。御料地におけるかゝる特殊の經營形態の發生は、地質上豊沃な土地から構成されていた王地乃至公地とは異り、此處御料地では概して地味のやせた價值に乏しき土地が多かつた所に起因すると普通説かれている(詳細後述)。ところで國家とかゝる契約を結ぶ者は一様に「御料地の請作人」(ὀβαραί μιοθωσις) とよばれたが、かゝる名稱で呼ばれるものの實體は一定したものでなかつた。かゝる實體を區別してかかれれば凡そ次の如く言い得よう。

一、規模の點で

- (1) 相當廣大な面積を國家から借りうけし請作人(所謂 *coloni*)

資料

pächter)
 (2) 小地面を小作する請作人(所謂 Kleinpächter)
 二、經營形態の點で
 (1) 前記一の(1)大請作人が一の(2)小請作人と一つの御料地(*obota*)に並存する場合。前者(この場合所謂上請作人(Hauptpächter))に對して後者はより正確には下請作人(*broutbarai* (Unterpächter))とよはる。
 (2) 小請作人が直接に國家と契約をむすび兩者の間に大請作人の介在せぬ場合。
 (但小請作人は常に自ら耕作に従事した(*autonoprotheneoi* たとえば BGU 475)とはかぎらず更に自らの小作地を他人に貸與する場合(たとえば P. Strahl. 78, CPR. 243)も存した。)では之等の區別の中でいづれが御料地經營の主流を形成していたであらうか。稀少なる史料故この點に關して明確な斷定を下すことは勿論不可能であるが次の諸事實は考察に價すると考えられる。
 一、請作人が屢々「嘗て某々の所有たり現在皇帝誰々の御料地の(乃至その或る部分の)請作人(*prothetes* (προϋθητης) *eis obotas* *protheton deiva ussei de Kataros* (καταρος))と記されている事實。之はかゝる請作人が國家から一單位の御料地全體乃至その相當部分を借りうけている大請作人たること、及びかゝる方式がすべてといはずとも相當廣範圍に廣まつていたこと、を示すといえよう。

二、しかもかゝる大請作人にして少くとも帝制初期の二百年間(紀元後三世紀の問題については後述)に於て自己經營の跡はみられず、反對に史料により明かなる限りかゝる大請作人が更に一片の土地を耕作のため小作に出している事實。之は大請作人(*Großpacht*)の内容が實は *Afterpacht* に對する意味での *Hauptpacht* であつたことを示すといえよう。
 三、ガルバ帝の時代(紀元後六八年)の埃及總督たりしティベリウス・イウーリウス、アレクサンダーの告示(*editum*)²⁾にみられる御料地請作人(*obotaxoi* *prothetoi*)への言及は之の間の事情を裏書きするものと言えぬだらうか。即ちかゝる請作人の内容としてロストフツエフと共に富めるアレクサンドレニア市民を考へ(*Großpacht*)、更にかかる請作人が同告示で徵稅請負人(*tektaroi*)と並記されている事實(かゝる徵稅請負と性格上きわめて類似した *Hauptpacht*)に着目するならば通常かゝる請作人なる名稱が當時にあつて實は大請作人の意味で使用されていたと迄、言ひ得ないであらうか。³⁾
 が然したとて御料地にあつて *Großpacht* が通常行わるゝ所だつたか否かはしばらくおくとするも、少くともかゝる *Großpacht* の行わるゝ所屬州アフリカの皇帝領 *salutis* の *conductor* *coloni* に類似の社會構成として此處埃及の御料地にも *prothetes* *broutbarai* が存在したことは事實である。ではかゝる二重の請作人により運營される土地經營は兩地方にあつて同一であつたと言ひ得るであらうか。この問いに答へるためには

先ず之に先立ち兩地方の史料の在り方について一應限をやる必要がある。即ちアフリカの場合史料は數々の碑文に限られるとは言えこれら碑文の中の或るものは所領經營の全體の概観を可能ならしめる如き「所領の法規」(lex saluta)であつたに反し、此處埃及では史料はアフリカに比して數的に多いとは言へ内容的には概して散漫であり、この中であつて問題的なるものとしてあげらるゝは BGU 1047 Col. III, 10-1V, 18 に過ぎない。では當パピルスから知られる限りでの御料地の内部事情は如何なるものであつたらうか。當パピルスの持つ重要性にはじめて着目し、こゝから重大な結論をひき出したロストフツェフの見解が顧みられねばならない。次ではこの見解をばそれとして承認し、るや否やがロストフツェフのこの解釋に對して發せられた諸批判を通じて考察せられるであらう。

(註)(一) Rostowzew, Kolonat S. 182ff., Oertel, Liturgie S. 107

(2) Dittenberger, Or. Graec 669, 10ff. 尤もこの告示が主としてアレクサンデルニア市民を對象として發せられず(Rostowzew, Kolonat S. 85f. Wilcken, Zu den Edikten Sav.-Z. Rom.-Apt. 42, 1921, S. 124ff.) 乃至(O. W. Reinmuth, The Prefect of Egypt from Augustus to Diocletian, Klio Beih. XXXIV, 1935) かは明確でない。當告示の解釋については近く日本語譯を附して發表する豫定であるからそれを参照され度し。

(3) 以下のロストフツェフの解釋にそつた考へに對してはこの告示の *obrazny priboras* が「Großpacht なりや Kleinpacht なりや不明である」ところ Oertel, Liturgie S. 109^a の疑問が存することも留意する必要がある。

(三)

當パピルス BGU 1047 はハドリアヌス帝時代(後一七一一三八年)の一大集成文書であり Col. I-III にかけて破損が著しい。Col. III の *επιτης (epitroty's durypaous)* の文字が示す如く Col. III, Z. 10 以下で之に先立つ部分とは異なる新しい一れんの文書が開始するわけであるが、今このパピルスで問題になるのはこの部分である。このパピルスは Col. IV 18 で切れ残部は存しない。ロストフツェフによれば當パピルスのこの部分は一役人——彼によればストラテーン(sτρατηγός)——の御料地管理官(*επιτροπος*)にあつた書簡(返信)である。以下當史料の有する重要性故にその不本意な日本語譯をかゝける。

「貴官に前(御料地)管理部附([τῆ] δέξιος βαυθός τῆς ἐπιτροπῆς)ケストスより送付せられし報告の寫したしつゝ、その契約期間を満了せる請作人等に對し或る支拂の義務を負いたる者等に關し使用料其他の納入不足故作成せられたる人名簿なる内容のもの(τὸ) νατ' ἀνορα τὰυ ἀποζημιώσι] ἐν τῶσι μισθωταῖς πρ[εκα]ποι] ζῶσι τοὺς κρῶ[ν]οὺς ἀπὸ τῶν ἀπείρ

資料

επιτελ[μ]ατος φόρου καὶ δάμου)を、貴官は小官及テ
 ストス地區の王書記 (βασιλεὺς τραπεζαρείου ἐπιστολ
 ματοῦ) へローデース又の名をティムリウスに宛てて送り
 下され候書簡に添附せられ候。而して當書簡にて貴官は、
 徴集のため諸規定を厳格に遵守し彼等(對國家負債者たる下
 請作人等)が(國家と)使用契約に入りし(ῥοοτήθειαι ταῖς
 μισθώσεσιν)時以後彼等の財産にして自身の保證のため擔保
 せし(國家に)提供せられたるもの(τὰ κατὰ πίστην
 αἰ]τῶν ὑπόχρεωτα)及び吾々の許に登録されあるもの(τὰ
 παρ' ἡμῶν διακείμενα)更に如何なるものにてあれ……」
 關し調査を爲す可く命ぜられ候。「(解讀不能の二行及び同じ
 く解讀不能の Col. IV の一行が續き、次で再び Col. IV, Z,
 I 以下にて)依つて小官は貴官のこの旨をヘローデース又の
 名をティムリウスに傳言申候。而して又公文書管理官(ὁ
 βιβλιοθήκων ἐπιτήσεω)ディオス又の名をアポロニオス
 及びヘローデース又の名をディオゲネスに書を送り、(貴官
 の)御送附下され候人名簿に記載せられたる下請作人(ἐπι
 μισθωταί)のものと登録されあるポロス(ῥόπος)にし
 て各々が使用契約に入りし時以後自己名義のもの、擔保とし
 て他人名義のもの、若し他人に移讓せられたるものあらばそ
 のもの、のいづれにてもあれ小官の許に報告をなすべく命じ
 候。同様に小官はケストスにも、彼等各人が使用權を得たる
 (ἐκαστος ἐστίασεν μισθωταί)代償として彼等により提供

せられ候財産の一々をば、競賣用に廻附されたる財産(τὰ
 εἰς πῶρον ὑποκείμενα)については別に表を作成して、
 小官の許に報せしむこと、更には彼等に對し爲されたる(使用
 權の)移讓(ἡ μεταβολὴ ἀποτὸς παρὰδοσος)の(際の條
 件)及彼等が(使用權の入れにあたり)すゝみ出でて(附け
 値をなしたる際)それに基づき許可が下るに至りたる申込み(の
 條件)(ἐπι] αἰς ἀποδοσὴν ἢ ποσὶδουρὸς ἐπιμὸς [θηγα]ν)
 をも小官の許に報せしむこと、を命じ候が、(之等の指令は)之
 等債務者の収入を(先)差押え……(τὰς ἢ ποσὶδουρὸς τῶν
 ἀποδοσῶν ὑποκείμενων) (而して若し)その財産
 状態の餘り香しからざる者等(が)發見されたるときはそれら
 のもの(の)拘禁……(τῶν δὲ ἐν ἐλάσσει [θ]ικαθῆσθαι πα
 ρέσειν τῶν οὐ [ἀγ]ρίων……) (……)を執行せんが爲に
 御座候。(かゝる小官の指令に基づき)公文書管理官等は彼等債
 務者の中の或る者等はいかなるポロスをも有せざること、他
 の者等は競賣用の財産以上に一物をも有せざる事を報知に及
 び候。ケストスも又同様の報知をば上記下請作人等の(擔保
 として)國家に提せられし)ポロスに關して小官の許に爲し、
 之に請作人等の概算の資本……(τῶν μ]ισθωτῶν τὰ οὐ
 [……] ἀπὸ νεφέλαιων……)を添附し來り候。「(之に解讀不
 能の一行が續き當パピルスは切れる。)
 かゝるストラテゴスの御料地管理官にあてた書簡に示される
 役人間の交渉は要するに次の如きものである。

一、御料地管理官は、御料地管理部附が自己の許に送付の對國家負債者人名簿の寫しを、ストラテীগロス及王書記宛ての指令書に附してストラテীগロスに送付す。

二、ストラテীগロスはこの指令書を王書記に傳えると共に、公文書管理官及びさきの御料地管理部附に指令を發す。

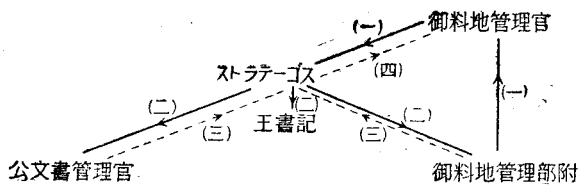
三、かゝるストラテীগロスの指令をうけて、二人の公文書管理官及び御料地管理部附は調査をなしその結果をストラテীগロスに報告。

四、ストラテীগロスの御料地管理官への書簡(當パピルスそのもの)。

では一たい當パピルスの背景となつており、かゝる役人間の交渉の一れんを必要たらしむるに至つた事件とはいかなるものであつたか。本文書からロストフツェフに沿いつゝこの事件を再構成してみれば次の如くならう。

一、請作人等の契約期間が満了し(シヤ *spouznobnyy period*)、この期間使用せし御料地から國家に納入さるべき使用料(*godgod*)に關して總清算が行はる。

二、この總清算の結果國家に納入さる



べき額が現實にはおさめられずして、國家に對し債務の存することが明かとなつた。その結果國家はこの不足額徴集のため一聯の措置を構せざるを得なくなつたが、この處置の對象となつてゐるのは専ら下請作人であり Hauptpächter たる請作人自身に關して如何に處置せられたかについて當パピルスからは何もよみとれない。この點については後の考察にゆづるとして、請作人に關してこのパピルスから讀み取り得ることは下請作人が「請作人と對し或る義務を負ふもの」(*обязательствъ къ работникамъ*)と記されてゐることに止まる。(後述)

三、國家は契約の使用料をおさめ得ざりし之等下請作人の調査を開始した。之は次の諸經過をたどつた。

- (1) 御料地管理部附は之等下請作人が誰々なりしやを調査し、債務者の人名簿を御料地管理官に送付
- (2) 御料地管理官はストラテীগロス及王書記に指令を發し、之等債務者が國家と契約關係に入りし時如何なる財産状態にありしや、彼等は擔保として如何なる物件を國家に提供せしや、國家に登録されある彼等の財産幾何なりや、の調査を命ず。
- (3) ストラテীগロスはこの指令の旨を王書記に傳えると共にさきの人名簿をば公文書管理官に示し、こゝに記載の對國家債務者たる下請作人の登録されあるポロスにして彼等自身の名儀のもの、他人に擔保として提供されたもの、彼等が契約關係に入りし後手放したる財産があるならそのもの、の一一について詳細な調査作成をなさしむ。

(4) ストラテゴスは又御料地管理部附に對しても、彼等がそのむすんだ契約履行のため國家に擔保として提供中の財産、彼等の債務不履行のため今や國家により沒收されて賣却用に廻された財産、彼等が契約に入りしときの諸條件の詳細に關して報告を命ず。

(5) なほ(3)・(4)の調査は債務者の収入を差押え體刑を課すためであると記されてある所から、調査の結果若し差押えられた財産が之等對國家債務を満たすに足りなかつた際には體刑が課されるという措置が講ぜられるに至るわけである。(事實公文書管理官は或る者はいかなるポロスをも有せず、他の者は賣却用の財産以上に何ものをも有せざることを、御料地管理部附は彼等が國家に擔保として提供したる財産に關して同様のことを、ストラテゴスに報告。)

かゝる事件の経過から國家—請作人—下請作人の關係について次の如き注目すべき諸事實が明かとなる。

一、御料地使用の契約締結 (*Staphidosis* と呼ばれる) に際して、こゝでは *Landgrobpacht* において本来豫想され、又事實ヒギキス (*Hyginus, de cond. agr. l. p. 116*) が記しづゝる如く、*Grobpächter* たる請作人が先づ國家と御料地に關し使用契約を結び次いで之を小地塊に分つて *Kleinpächter* たる下請作人に小作するのでなく、(上)請作人と同様下請作人も國家から使用權を直接につける。當ペピルス " *πολιτεῖον τῶν μισοθώσεων* " " *κρησῶν* " の文字が示す如く、國家はこの際使用

權を競賣に附するのであり、下請作人たらんとするものは進み出て條件を持出し (*ἡ ἀρχαία τῆ ποσειδωνείας*)、御料地管理部附は入札の結果下請作人となつたものに使用權をゆだねることを認め (*κρησῶν*)、土地を讓與する (*ἡ κρησῶν*)。その際この御料地管理部附は下請作人の提供した擔保物件を受理した。なおストラテゴスがこの御料地管理部附にむかい如何なる條件で下請作人に使用權が委ねられたかを問ひあわせているところからみて、落札の後に之等下請作人と契約が締結される際、その具體的な個々の條件を定め之を文書にして自らの許に藏していたのがこの役人であつたことが推察されるとロストフツェフは述べている。ではかゝる現象自體は一たいどのように解釋されるべきだろうか。同じくロストフツェフの解釋によれば次の如くである。

(一) *Afterpacht* を *Hauptpächter-Afterpächter* の私的とりきめにゆだねず國家が之に介入するという事實はすでにプロマイオス朝の埃及にみられた所。たとえば租稅徵集の請負にあつて、

(1) 「落札せられしもの (*οὗ ἐπιβήσεως τὰς δουρῶν*) はオイノモス及王書記を仲介として (*διὰ*) 下請 (*τὰ ἐκροτά-ματα*) を爲さねばならぬ (Pap. Par. 62 III, 17H.)

即ち *Afterpacht* は役人、即ち國家の協働を俟つてはじめて合法性を得る。更に

(2) 「*Afterpächter (οὗ παρὰ κρησῶν)* は役人に對し

自己の保證人 (εγγυος) を設立しなければならぬが之は Pachter (εξουσια) のものと見做されてはならぬ」(Pap. par. 62 III 17-IV⁴)

即ち Antepächter は Pachter とは獨自に、しかも直接に國家に對して自己保證をなした。

(二) かゝる類似性にも拘らず、プトレマイオス朝時代に少くとも Verpachtung の主體たりし Hauptpächter は羅馬時代に至りますくかげにしりぞき之と對照的に國家がまず前面にあらはれた、と。かゝる結論の當否については論争の存する所であるが(後述)、BGU 1047 にあつて下請作人は請作人に或る支拂の義務を負つていたと記されているが故に下請作人が小作權を得る際請作人との間に或る契約關係が發生したと、換言すればその際請作人も何等かの形で國家と下請作人の契約締結に加はつてゐることは推定されるが、少くとも當パピルスを上掲翻譯の如く解する限り下請作人との小作契約締結の相手はロストフツェフと共に國家役人たる御料地管理部附であつたと斷ぜざるを得まい。

二、*gōpor* の清算 (*diakryaios* と呼ばる) に際して。請作人の契約期限が満了すると清算が行われるがその對象は國家から借り受けた土地について支拂うべき使用料にある。ところでさきにも記した如く下請作人は請作人のみならず國家に對しても支拂義務を負つたものとしてあらわれている。この清算が現實に如何なる手續をふんだかについて當史料は何も語つていな

いが、ロストフツェフは下請作人が國家に直接小作料を納入したと、清算は通常の租稅徵集請負の際と同一であり請作人は徵稅請負人に、下請作人は納稅者に相當する役割を演じたらうと推定している。

かくの如く *diakryaios* 及び *diakryaios* の際に、Antepächter たる下請作人は Hauptpächter たる請作人と私的にでなく、國家と直接に交渉したわけである。これに反し請作人と下請作人との關係については、前者の契約期間と後者のそれとが一致しているといふことその他に、當史料は下請作人が「請作人に或る支拂の義務を負つていた」——前述の如くかゝる支拂義務は恐らく *diakryaios* の際發生したと思われる——ことを示すのみである。ロストフツェフはこの支拂義務 *diakryaios* 推定を下している。

一、*“ka rora?”* をは擔保の際の書式たる *“ka rora ka riora?”* と關はらしめ下請作人は請作人に或る支拂義務を負つていたが故に自己の全財産又はその一部をば擔保として後者に提供した(勿論下請作人が國家に對して爲した擔保とは別箇に)こと。

二、*“ka rora”* の内容をば次の如く解すること、即ち請作人は通常 *terminus technicus* として *probatori rura* と稱されていた事實(前述)にかんがみ、下請作人の請作人に對する支拂義務の關するところは後者の國家となした契約及び其處

から生ずる Hauptpächter と同じの國家に對する諸義務の一部に對してであつた」と。

三、事實下請作人が國家に對してと同時に請作人に對しても支拂義務を負つていたことを示す史料 P. Lond. III 1231 p. 108 (後一四四年) がある——但之を御料地に關するものと前提してであるが——。當ペピルスは二人の下請作人のストラテュースに宛てた書面 (Diarchikon) であるが、契約期間が満了した後 (Z. 10 τὸν χρόνον τῆς μισθωσεως περιηρότος) 之等兩人は國家に納入すべき小作料 (ἐκθόρια) 及び其他請作人に支拂すべき義務あるものを完済すべき旨約してゐる (Z. 2f τὰ δετέρια ἐκθόρια καὶ ὅσα ἐλάθεισιν αὐτῶν (ἐπιταυρίῃ Ἡρακλείῃ τῇ μισθωτῇ ὀφειλάτῃ 筆者 ἀποδοστέων τῶ ὄνοματι κατὰ) のであつて、下請作人は國家の勘定に歸屬すべき ἐκθόρια の他に更に “ein plus” を請作人に支拂うべき義務を負つていたが故に、之等二人の下請作人は國家に對して支拂義務の完遂を約した後この “plus” の部分につき請作人に直接——この書面の寫しを請作人に手渡すことを兩人はストラテュースに依頼している——支拂の保證をなしている。

ところで規定通りの νόμοςが國家に納入されなかつた BGU 1047 の場合、請作人に如何なる處置がとられたであらうか。この點についても當史料からは何もよみ取れぬが、ὀφθακοὶ μισθωτῶν の對國家保證を間接直接に傳える BGU 650 (後六〇六二)・CPR 1 (後八三一八四)・BGU 599 (後二世紀)・BGU

資料

106 (後一九九) の諸史料から推して吾々の請作人もそのポロスを以て不足額につき國家に補償をなさねばならなかつただろうことはうごかし得ない。

以上の分析の結果、事少くとも BGU 1047 に關する限り下請作人は請作人に對し言葉通りの Hauptpächter に對する Afterpächter の關係になく、むしろ請作人と同様直接に國家から土地を小作し、國家に自己保證をなし、國家と小作料の清算をなしていることが明かとなつた。こゝから當史料の請作人について言い得ることは、彼等は御料地を對國家契約の對象としてゐる Land-乃至 Bodenpächter でありながら、實質的には國家に對し規定額の νόμος の納入を請負つてゐる徵稅請負人 (Abgaben-乃至 Gefällpächter) 的役割しか演じてゐないといふことである。もとよりかかる形態の Domaniapächter が古代に決して例外的現象でなかつたことを前掲ヒギヌスのことばが示してくれる。しかしかかる自己經營を行わずしてその結果徵稅請負人的性格を帯びてゐるにかゝらず之等 Domaniapächter をは少くとも Bodenpächter として特色づけていた點である、自らが國家から引受けた御料地を小土地に分ち近隣の土地所有者 (proximi quoque possessores) に貸附ける權限、を吾が請作人はもはや行使せず (乃至出來ず) そののみかその νόμος 徵集の請負人的性格にも拘らず下請作人から之を徵集せず (乃至徵集權を與へられておらず) その結果プロstoffツェフはかかる請作人の實體をあらはすに最もふさわし

「*Obepächter*」なる言葉をえらばに至つた。
 (註)(1) BGU 1047 などの參照が不可能であつた故
 Rostowzew Kolonat S. 183 以下に再録されしテキストに
 基つて、又彼の解釋に依りし譯をなす。なほ原文の英譯
 は T. Frank Economic Survey of Ancient Rome, Vol.
 II A. C. Johnson Roman Egypt p. 126 以下に見え、
 ロストフツエフを始め以下に記すヘルテル、タウエンシ
 ラーの解釋とは大分異なる。(註)(2)參照)

(2) 此處の解釋がロストフツエフとジョンソンの解釋の相
 違の大きく分れるに至る根源となる。ロストフツエフは
kar' kudpa tsu geshlojénuv ka. ① geshlojénuv を「
 男性復數所有格」(コトナグ)と Kolonat S. 184 p. das
kar' kudpa der Schuldner S. 191 Ann. 1 p. geshlojénuv
tsu tsuar と記す。「*proborai*」にある支拂義務に負える
 ①」をば *brojimboraí* と同意義に解す。がこの *tsu gesh-*
lojénuv の語は中性に解する方が自然ではないか、男性と
 なることは可能なりや、と私見するものであるが、今の私に
 はこの點に關し斷定を下す丈の能力はない。事實ジョンソン
 は "a libellus concerning deficiencies in rentals and
 other obligations.....which included the individual list
 of moneys owed in the case of certain lessees who
 had completed the term of their leases" と譯して、
 のでありロストフツエフの場合に於ける如く下請作人という

ものは何等こゝでは言及されていないことになる。そしてか
 かる解釋に應じ明確に「下請作人等」と記載ある二箇所を除
 き、すべてを請作人に關はらしめてゐる。其他ジョンソンは
 當史料につき次の如き推定を下してゐる。(1) Ocaranis 出
 土の未刊の「*シガン・パマリ*」は請作人 (tenants on esta-
 tes) は a rent (*gépos*) 及び the usual taxes exacted
 on garden を國家に支拂ひつゝるが、BGU 1047 には請作
 人が下請作人と結んだ契約には後者は果樹園地で徵集される
 通常の租税に對し支拂義務を負うべき條項が存したと思はる
 ること。(2) 彼等がその契約義務を果し得ぬ事態が發生したと
 き、國家役人は請作人よりはむしろ下請作人に對し措置を講
 じてゐる、役人のかゝる行動は資本家を好過した罪深いもの
 と言ひ、うるとしても請作人と下請作人の間の下請契約の條件
 に關する詳細が知られるに至るまで、役人にかゝる罪を歸せ
 しめることを差ひかえなければならぬこと。がこゝに限らず
 Economic Survey 一般におつて新解釋が採用される際に舊
 說否定の、新說採用の根據が示されてをらぬ不備がある。

(3) ジョンソンは "a concise summary of the (leases
 granted to the lessees)" と譯す。

(4) 以下は Rostowzew Kolonat S. 184 以下を分りませ
 く補ひたる。

(5) *oboraj' mirbawis* の *Zeitpacht* たる特質
 (前述) が示されてゐるわい

(6) 即ち Grobpächter たる mancipis として “Vectigales autem agri sunt, quidam coloniarum aut municipiorum aut civitatum aliquarum qui et ipsi plerique ad populum Romanum pertinent, scilicet ex hoste capti partique ac divisi sunt per centurias, ut assignarentur militibus, quorum virtute capti erant: amplius quam desinatio modi quamve militum exigebat numerus, qui superferant agri, vectigalibus subjecti sunt mancipibus eminentibus, alii per annos quinos, alii per annos centenos. Plures vero finito illo tempore iterum veniunt locanturque ita ut vectigalibus constructo. Mancipes autem qui emigrant lege dicta ius vectigalis, ipsi per centurias locaverunt aut vendiderunt proximis quibusque possessoribus cf. p. 117 5 Virgimum quoque Vestalium et sacerdotum quidam agri vectigalibus redditi sunt locating... solent vero et hi agri accipere per singula Iustra mancipem: sed et annua conductione solent locari. 此處に述べらるることは羅馬國民の公有地、植民地及都市の共有地の一つの管理方法として lex dicta による maniceps への五年間乃至百年間の貸與とさう仕方が存したるに等しき mancipis は ager を centuriæ と分つて短期乃至長期の小作に更に貸與したるにあり、その結果 maniceps 自身は本来唯 ius vectigalis を國家から Pacht した

資料

と異なり、又大規模及小規模の Pächter 乃至 Erbpächter とする二種の種類が存するにたることである。なほこの種の解釋としては古來論争の存するものなり。M. Weber, Römische Agrargeschichte S. 140 ff. 及び Handwörterbuch der Staatswissenschaft I², S. 169. Rostowzew, Staatspacht S. 423. Mitteis, Zur Geschichte der Erbpacht im Altertum S. 14. 等によつて RE. Art. Mancipes 參照 (7) 之等の言葉は租稅徵集乃至國有地經營の請負として採用された入札制度の個々の行爲を表す terminus technicus, Wilcken Ostraka I. S. 526 (8) この種の解釋として Wilcken Ostraka I. S. 547 及び Taubenschlag, Sav. Z. Rom. Abt. 53, 1933, S. 251 參照 (9) Wilcken Ostraka I. S. 547 及び Taubenschlag 前掲書 S. 251 參照 (10) 指(6)參照 (11) 各々をロストフツフは此處にハントレイノス王朝の ἀρόματα と稱された十分の一税の如きを考へていふに思われる。 (12) BGU 650: 一婦人が ὁ προστάς τῆς ἐν τῷ Ἀγορῶντι Νέωνος Κλαυδίου Καταραῖος Νεφέαρον Ἰεργιαζοῦ ἀτροπαρόπος Περρωικαῖς οὐσίας なる役人に當御料地の請作人からこの者の有する κτήρος κατοικητός

一橋論叢 第二十五卷 第六號

を購入したことを知らせている報告書であり、かゝる請作人の財産變動に關する報告は將來おこりうる對國家債務の發生にそなへてのものたることは間違ひなく、ロストフツェン (Staatspacht S. 491f.) は請作人自身も自己の財産状態のあらゆる變動を該當官廳に報告する義務があつたのではないかと推察。

CPR. 1: Μητροπόλεως ἰκλήριος κατοικήσις に関する契約書である當バビロニアの Klaudius Blastus なる ἐπιτροπος τοῦ κυρίου ἀβρογάτουρος Καίσαρος Δομντιανῶς Σεβαστοῦ Σεβαστεῖον により、御料地經營に失敗した Plotemaios Acontalaos なる μισθωτῆς τῶν οὐρανῶν の財産が差押えられ賣却に附されたことがわかる。ロストフツェン Staatspacht S. 492 は、一人の請作人が多くの御料地を同時に Pacht したことは考えられぬ故、τῶν οὐρανῶν 及び "ὀδωγῶν" の語を附してこの請作人は種々の御料地に散在する數 Partzellen を Pacht した、のいふに解すべきだとしよう。BGU 599: 二人の οὐρανῶν μισθωτῶν ἐκείνων が φόρον を完納せざりし故對國家債務者としてみえてゐる。cf. Staatspacht S. 493

BGU 106: Aurelius Victor なる將士へ ἐπιτροπος τῆς οὐραίας と考へられる役人が Idiologus 輩の cornicularius なる軍人に對して Hermiscus とする τοῦ τοῦ μισθωτῶν οὐραίας ἐπιτροπῆς χρεωστῶν τοῦ ταμίου 有する全米ロク

の調査が命ぜられてをり、ロストフツェン Staatspacht S. 493 Anm. 361 及び Wilcken Ostraka I, 643 に對して當前請作人は諸作人たりし時の φόρον 滞納の故に今や對國家債務者としてあらはれてゐると説いてゐる。

(13) 註(6)参照。

(四)

かゝる BGU 1047 の分析の結果明かとなつた當バビロニアの請作人の特異な性格は御料地の他の Hauptpächter 一般にも妥當し得る底のものであらうか。當バビロニアをどこ迄も基幹とするロストフツェンと、之をどの重要性を附さぬ乃至之を特殊の事情に起因するとするエルテル、就中タウンシユラークとの間に意見が分れる所以である。

之きに述べた如く τῶν οὐρανῶν にもつて Grobpacht が唯一の形式でなかつたにせよ、少くとも帝制初期の二百年間 Grobpacht なる限りその内容は Hauptpacht だつたわけであるが、かゝる Hauptpächter たる請作人の實態にして若しも BGU 1047 に記されてゐる如くだとするならば此處からおける當然の疑問は國家は何故に現實の耕作者(下請作人)に一片の土地を小作に出すに止らず、乃至當バビロニアが示すが如くによれば小作に出すと同時に、之等の小土地の複合體たる一單位の御料地全體をば請作人に委ねてゐるかといふことである。ロストフツェンは οὐρανῶν といふ國有地の種類がその特

資料

殊の成立事情からして一般に地味のやせた土地から構成されていたが故にと答えている。要するに *ἡ οὐρανὴ* に所屬の土地柄の貧弱性は概して豊沃地 (*ἡ εὐδαιμονία*) から成立している *ἡ θυμαία* に於けるが如く通常の *ἐκπόρευον* を課することを許さず、土地が現實に有している價值に即して (*ἐκ ἀέρας*) 決定された *σόποι* を納入すべき條件での *Zeitpacht* という方式を生んだのであるが、國家はかくの如くにして定められた *σόποι* の納入にも確信を懷くには至らなかつた。國家は個々の耕作者と契約をむすび之等の者から保證を要求する丈では充分でないと感じ先ず——BGU 1047 によれば現實の耕作者たる下請作人に對してと同時に、しかもこれらの者の上に——*Grobpa-ct* を行つたわけである。したがつて國家が之等請作人に主として求める所はこれらの者の有する *Litungen* としての性格、換言すれば定められた額の *σόποι* が國家に納入されぬ場合が發生したときその有するポロス^(g) を以て國家に對し不足額の補償の責任を負う——しかも BGU 1047 から讀みとれる限り下請作人の責任に比して第二段階に於いて——という役割にあつた、以上がロストフツェフの解釋の概要である。

之に反しエルテルは BGU 1047 がロストフツェフの述べる如くプロトマイオス朝時代に比して *Hauptpächter* が一層後退し、役人がますます前面に現れ出るが如き印象を與える(前述)のが事實だとしても、之は當バビロンの對象とするのが單に “eine Etappe der Exekution” にすぎぬといふこと、關

聯してゐるとして説明がつく、としてこのバビロンの示す所を一般化する危險を指摘して P. Heronimos 書簡 (P. Flor. II) を引きつゝ次の如き結論を出している。

一、之の書簡が、當バビロンの編者 Comparetti の説く如く *Staatsgrobpacht* を對象としてゐるとするならば、*Grobpächter* 即 *Hauptpächter* というロストフツェフ説は一考を要するのであり、この書簡は明かに反對に「自己經營」の存在を語つてゐる。それ故恐らく、請作人が自己經營を行つ形の *Grobpacht* と下請作人と協働の *Grobpacht* (*Hauptpacht*) の二形態は並存關係にあつたと考えられること。

二、ではこれら兩形態のいづれかを選択する自由を請作人は有したか、換言すれば彼は “die Möglichkeit eigener Initiative und der Anwendung eigener Geschäftsnormen” を有したかそれとも國家の手中にある “ein blindes Werkzeug” とすぎなかつたか。少くとも P. Lond. III S. 108 (後 144) の示す限り、そしてこの史料をはロストフツェフ Kolonat S. 190 と共に *Prohibitiv* に關はらしむる限り、下請を爲さんといふ意圖は *Hauptpächter* たる請作人の發意によつたものなること、この契約を解消せんとの下請作人の通告は正しく當請作人宛てになされてゐるのであり、下請作人からこの書面を先づ手渡されたストラテエスはたんなる “Vermittlungsinstanz” にすぎぬこと、それ故「この書面を受取り、今後は自身で耕作をなすこと」(Z. 5 ff: *ὄρος ἕως ἑξαυτῶν παραγ-*

τελευταρον ποθητων της παπυρου του Απουδου αυ-
 τος)との下請作人の言葉を額面通り受取るなら、契約更新が
 行われなかつた際に、當契約の満了後の Initiative は請作人に
 あつて國家にないこと、は明かであること。

三、それ故いかなる經營形態を採用するかは請作人の自由によ
 だねられており、かゝる意味で請作人に對し制限が加えられる
 ことはなく、たとへば BGU 1047 の示すが如き下請作人設定
 の際における國家の協働をば、かゝる意味の國家の制限のあら
 われと解してはならず、Staatsafterpacht に通常みられる慣
 行にすぎぬ。

以上がエルテルの見解である。ところで彼が援用した Hero-
 ninos 書簡は時代も三世紀に下り今當面の問題としてゐる帝制
 初期の二百年間に直接の證たり得ず、むしろ後述の如く三世紀
 の大土地所有制の進展を如實に示すものとして位置づける方が
 適當でないかと考ふる故此處で一應度外視するならば、ロスト
 マンツォンの説いた Großpacht=Hauptpacht が依然として
 生きてゐると見ねばならぬ。がそれによつて BGU 1047 の
 示す請作人が御料地の Hauptpachter 一般の様相だつたと言
 へばならぬか。この問いに答ふるのに、ロストマンツォンの
 「Kolonat」刊行後の新史料をも加味して、Rafael Tan-
 benschlag の發表した Afterpacht und Aftermiete im
 Rechte der Papyri (Sav. Z. Rom. Abt. 53, 1933, S. 240
 ff.) が存する。以下彼の所論を要記すれば次の如くである。

一、御料地の Afterpacht に関する諸史料は BGU 1047 以外
 の SB 7373 (後二九)・RyI. 168 (後一〇〇)・Strab. 78 (後
 一七七八)・Grenf. II. 57 (後一六八)及び御料地に關係す
 ると推定せられる Class. Phil. IS. 168 Nr. III SB (後一四
 二)・前掲の Lond. 1231 (後一四四)はすべて請作人が下請作
 人と直接小作契約をむすび更に後者が前者に直接小作料を支拂
 つている事實を示してゐること。

二、かゝる差異は、たとへば BGU 1047 と RyI. 168, Strab.
 78 とが同時代に所屬するが故に後のキュリウスによる Privatini-
 tiative なる BGU 1047 の Staatsinitiative への推移と云ふ
 が如き「歴史的變化」を以て解釋され得ぬこと。

三、それ故請作人は特に Afterverpachtung の權利を剝奪さ
 るゝに非る限り國家から引受けた御料地の一部を更に下請作人
 に小作に出すことが出来たと考ふるのが妥當であり、當時の法
 習慣から言つても、かゝる解釋の正當性を G. 4, 65, 6 (約後二
 九四): Nemo prohibetur rem quam conduxit fruentiam ali-
 locare, si nihil aliud conventit が裏書をたゞ。BGU 1047
 には請作人がかゝる權利を奪われていたと云ふ背後事情(即ち
 "si nihil aliud conventit" の逆の場合)が存したとみるべき
 こと。

以上がタマンシュエラートの論旨であるが、彼とても請作人と
 下請作人との間に國家が何等かの形で介入し統制を加えたこと
 は認めてゐるのであり、その實際は Steuerpacht の際的主請

負人 (*ἀπεχθής*) による共同請負人 (*μέτοχοι*) の設定 (所謂 *Pachtgesellschaft* の設立) の手續の如きものでなかつたかと推測してゐる。即ちこの場合主請負人は共同請負人と獨自に *Sozialsvertrag* を結ぶが、かゝる契約を國家に知らせねばならず、國家はこの契約に基いて共同請負人と直接の交渉 (即ち總清算の後明かになつた利益——即ち請負額以上の徴集分——乃至損失——即ち請負額に満たざる分——) の國家による之等共同請負人への按分) をなすに至つてゐる。

(註)(一) 御料地 *obola* とは嘗て私人が獲得乃至皇帝から寄贈をうけた結果帝制のごく初期埃及に於て發生した大土地所有制であるが、寄贈の場合もとり、元來元老院階級のものに入國を禁ぜられていたこと埃及屬州で土地を獲得すること自體が皇帝の恩恵に出るものであり、その際皇帝が羅馬帝國の穀倉の又その最重要部分たる *ἡ γῆ τοῦ ἀπέρη* (即ち *ἡ ἡνωσία* 乃至 *ἡ βαρική*) を手放したことは到底考えられず、事實史料は之等 *obola* が大部分價值に乏しき地だつたことを示してあり、*Erztablelle d. Berl. Museums* (Inv. n. 10592) (後二世紀) の示す租税及驛遞義務 (*angariae*) の免除も歸する所かゝる土地柄の故であつた後に之等私的大土地が皇帝の手中に歸したとき従來の公地 (*ἡ ἡνωσία*) と一體をなす事獨自の *ratio* をなしたのみ此處から説かれねばならぬ、とするのが *ロマンツェノ* の見解である。

Kolonat S. 189f. 更に 127f. 参照

資料

(2) Kolonat S. 189f.

(3) Oertel, Liturgie, 1917 S. 107f.

(4) 是は具體的には如何なる場合だつたらうか。Taubenschlag, a. a. O. S. 250, 250 Anm. 8 は一例として私的 *obola* の *Afterpacht* に関する Oxy. 1630 (後二二三) の如き場合を指摘してゐる。即ち當史料は *Claudia Isidora* なる一私人の有する *obola* の請作人に対する *Afterpacht* が行はれた後に提出せられた *Afterpacht-Übergebot* (Z. 8ff: *ἡ ποσθητικῶν διὰ τῆς ἐπιδοκῶν ἀπὸ τῶν ἐκκλῆσιαστικῶν ἀπὸ τῶν ἀνακτορίας*) に関する問題がおきており、この場合 *ἡ ἡνωσία* *Afterpacht* を得しものが更に高價をつけることによりこの小作權を確保する結果となつたが、この際かゝる *Nachgebot* は請作人ではなく *obola* の管理者したがいつ *der eigentliche Pächter* により受理せられてゐる。タウベンシタックはかゝるケースを皇帝御料地に移して、請作人は御料を自由に小作に出し得たが若し *Übergebot* があれば國家が介入するに至つた (BGU 1047) の事なき、而して BGU 1047 Col IV. 11: *καὶ ἐφ' αὐτῶν ἀπὸ τῶν ποσθητικῶν ἐκποδῆσθαι* はかゝる解釋と必ずしも矛盾とななう、とすべし。

(5) 是は Wilcken Ostraka I. S. 533ff. Rostowzew, Staatspacht 346f. 参照

(H)

前章では BCU 1047 に記された御料地請作人をいかに位置づべきかをめぐり、之をあく迄御料地請作人一般の姿として考えようとするロストフツェフ説、必ずしもかく見る必要はないとするエルテル説、更には當史料を特殊の場合に限定してしまふタウベンシュラク説を紹介して来たが、たといロストフツェフの説く如く國家が自己收入の確保のため、國家―現實の耕作者と、この本來的關係に「Haftungsinstanz」として Grobpacht を新しく導入し、その結果 Grobpächter たる請作人には精々 Abgaben、乃至 Gefällpächter 的活動の餘地しか残されなかつたと解するにせよ、乃至國家が請作人の御料地經營の方式に干渉を加えその結果彼等は御料地を自己經營することは勿論ヒギヌスが記したが如き「自己の國家から請負つた土地を小土地に分つて小作する權限」さえ奪われた結果、本來 Land、乃至 Bodenspächter でありながら専ら Hauptpächter として、しかも Abgabenpächter 的役割を演ずるにすぎなくなつたにせよ（例えば屬州アフリカの皇帝領における conductor が古來からそこに住みつき、coloni の耕作する土地に對する如く）、乃至請作人は自らすゝんで自らの借り受けた御料地を下請作人に小作し、自己經營をするよりはむしろ Hauptpächter たることをのぞんだにせよ、兎も角も帝制初期の二百年間にあつて御料地の Grobpacht は専ら Hauptpacht たり、内容的にみれば

Veichgaliempacht とほとんど變らぬものであつたといふ事實は少くとも動かし得ぬ事實であらう。

帝制初期の二百年間の御料地請作人の分析を終えるにあたり言及せねばならぬものに古來から學界で論争のある御料地請作のリトッルギー化の問題がある。之は御料地請作人の本質規定にもふれて来るが故重要であるが、この問題についても始めて之に一定の形を與えたロストフツェフが御料地請作のリトッルギー的乃至化の證左として掲げた種々の根據は、事實エルテルの指摘する通り一義的なものではなく、唯残るはガルバ帝の後六八年時の埃土總督、テイペリウス・イワトリウス・アレクサンダーの發した長文の告示の一部のみ (Dittenberger Or. Graec. 669, 10 H.) となる。なぜならエルテルも述べている如く、少くともこの場合強制が實行使されたことは間違いないところだから。當告示の該當部分とは次の如きものである。

「予は就中(爾等の他の諸請願にさきがけて)人々がその意志を有せざるに拘らず、總督達が等しく遵守し來りし慣習に反して強制的に國稅徵集の請負や其他御料地の請作に徵用せず(予は)欲しき旨の爾等の請願の正當性を承認せり。更には過去においてかゝる業務に習熟せざる多くの人々に強制的に之等の租稅(の徵集)を課し之等の者を徵用したる結果、少からず業務の運営に支障を來したる事實は予の熟知する所なり。正しく然るが故に予自身過去に於て決して何人にも強制的に國稅徵集を請負はせ、御料地を請作せしむることはせざ

りき。爾今も決して爲すまじて考へにしてその故は、經濟的に能力あるものが熱意を以て申出で、喜んでかゝる業務にたづさわることこそ國庫の利益に正しく合致する事を知れるが故なり。予は又今後何人(即ち如何なる後任の總督)も彼の子の前任者の一時的な不正を模倣するよりは、予の前任者たちの等しく遵守し來りし慣習をまもり、徵稅請負人や御料地請作人をその意志に反して強制的に徵用せざることを、進んで爲さんとするものに請負はしむるならんことを、確信するものなり。」

ところで告示のこの言葉の解釋であるが、ロストフツエフはさきに紹介した御料地請作の特質に關する見解から出發するのであり、御料地の請作はその地味の貧弱性の故に、羅馬時代に至つてますます強化せられるに至つた役人の統制と相俟つて始めから不利益であつたが、國家は自己收入の確保というが如き重大問題故に若し所要數の請作人が得られぬというが如き事態が發生した時強制手段に迄訴えて之を調達した、とするのである。が御料地請作が當初からリトタルギーであつたと考へべきでないとするエルテルの批判は、御料地請作人をリトタルゲンであるときめつけたロストフツエフに對し、この語をもつと狭いみに使用すべきだといふそのリトタルギー概念の規定と共に正しい。なぜならたとひロストフツエフの説く如く御料地請作における Großpacht の設定によつて國家が追求する目的が、Großpächter たる請作人のリトタルゲンたる性格がエルテ

資料

ルのべている如くこのリトタルゲンの言葉は適當でなく Haftungsinstantz の語が代りに用ひらるべきだと思つた。あつたとせよ、上掲の告示は御料地請作が徵稅請負と共に立派な Staatspacht の一部分たること、更にこの告示が主としてアレクサンドレア市民にあてて發布されたとするロストフツエフ及ヴィルゲンの説が正しいとするならアレクサンドレア市民は徵稅請負と共に御料地請作に深くたづさわつており——だから總督により諸請願に先立つてこの項が先づ取上げられたわけ——、彼等の請願の内容とする所も御料地請作という制度そのものの廢止でないこと、を語つてゐるが故である。更にはロストフツエフ自身がこの告示と同趣旨のものとして指摘してゐる「アドリアヌス帝の Rescript (Dig. 49, 14, 3, 6) にやはり conductores vectigalium publicorum et conductores agrorum publicorum が相並んで登場して來る事實は上掲告示の示す所と相俟つて、Pächtermangel-Zwangspacht のもんだいを羅馬帝制下における Staatspacht 一般の運命として取上げることを要求しており、ロストフツエフの如くこの告示を以て御料地請作はそれに固有の特殊事情故當初からリトタルギーだつたと結論することは無理であらう。がしかし他方エルテル自身が「御料地請作のリトタルギー化」について立てた假説自体も再檢計の餘地を含むと考へられる。即ち彼はさきに記したロストフツエフ批判から更に進んで

一、告示の示す現實はすでに後一世紀のはじめから確と定まつ

た現象でなく、一世紀の経過の中に自づと形成されていつたものなること。

二、したがつて總督の言葉はかつて一度發生したことに對する不滿の表現でなく、發生しかかり不健全と見做された經營方法に對抗的處置をとらんとする試みと考へられること。

三、強制徴用は當初 Ubergrippe にすぎなかつたが、かゝる措置自身必ずしも政府の意圖したところと解すべきでなく、「諸屬州に共通の慣習法に反し」(Or. Graec. 669, 11) 埃及で古來からの傳統につちかはれ、羅馬支配による資本の收奪によりその速度を速めつゝ自づと形成されたものであつたこと、

を推定しているが、告示のみからかゝる結論を出すこと自體無理が感ぜられると共に他方註(2)で記した如く、BGU 1563 の *εραγξίου* の文字が碑文の *εραγξίου* の文字より適當だといふヴァイルケンの所論が正しければヘルテルの假説(殊に三)は成立せざるべしとならう。

かく考へて來るとかつてロストフツェンが Staatspacht S. 496 で、後二世紀には事情が好轉し御料地請作には一聯の *Großpächter* が出現したといふ言葉が想起されて來る。換言すれば御料地請作は *νετροοπία* ではなく *μίσθωσις* といふしかゝ *Großpacht* たる限りその理由は如何にせよ Hauptpacht の形をとつて運営されて來ており、かゝる觀點に立つては破産せる請作人について記す史料が多いことも、「厄介な唯強制手段によつてのみ運営せられた Pacht」の結果であるといふ

「投機に失敗」した結果 (Oertel, S. 109) であつたかもしれず、かゝる危険率の多いことは反面收益も相當多かつたことを物語るものと言えぬだらうか。即ち地味の貧弱性な御料地も埃及の如き土地にあつて氣候や灌漑事情がよく、しかも多額の資本——たとえばアレクサンドレイア市民の有せしが如き——を投入すれば、案外豫期以上の收穫物をもたらしたのかもしれずかるが故に御料地請作は彼等の如き貨幣資本の所有者の好箇の投機對象だつたと考えられぬこともない。ロストフツェン自身が羅馬帝制期埃及の租税徴集にみらるゝ國家による直接徴集、請負人による徴集、の二體系の並存についてなした大觀は以上の如き推論が決して不可能でないことの證左になると思う。

「勿論 Pacht は正しくそれが利潤と結びついた所具體的には不確定な、それ故 *ektrativ* な間接税において存続した、之に反して確定的な充分に計算可能な租税にあつては Pacht は負擔以外の何ものでも有り得ずして姿を消した。」と。兎も角も史料が極めて限られている現在「御料地請作のリトアルギー化」について早急な結論を出すのを差ひかえる方が賢明であらう。

(註)(1) Oertel Liturgie S. 109

(2) 第一章註(2)参照

(3) Or. Graec 669, 11 には *ραγὰ τὸ κοινὸν ἕως τῶν εραγξίου* とあるが、この告示の一部をのぞき Philadelphian 出土のヘリッパース帝時代に屬する *ἐπιτομὴ* (BGU 1563) (Wilcken, Sav. Z. Rom. Abt. 42, 1921, S. 124

(註参照)では *εραργειαν* の代りに *εραργου* の文字が記されておられ、*ウイルトケン* a. a. O. S. 127 f. は碑文は石工の誤りでむしろ *パピル* の文字が正しくしてその根拠をあげている。譯でもこの説にしたがった。

(4) Rostowzew Kolonat S. 190

(5) Oertel Liturgie 109 f.

(6) Oertel Liturgie 109 f. なほ彼は同書三頁以下でヴェーバー及びその見解を踏襲したロストフツェンの「リットワルギー概念」規定について批判を行っている。之については近く稿を更めて取上げるつもりである。

(7) 但この Reskript は埃及に關するものではないとされてゐる *Wicken Ostraka I. S. 594 Ann. 1* 参照。又内容も告示とは少しく異なるのであり、即ちこの Reskript で問題とせられてゐるのはその契約期間を満了せし *conductores* に對する強制的な契約の再延長である。

(8) Oertel Liturgie S. 110

(9) Rostowzew Staatspacht S. 466.

(六)

さて帝制初期の二百年間を問題とする本稿はこゝで終らねばならぬが、後代への展望をなすことはそれ自體興味あることであると同時に、紀元後二百年間の御料地請作人をいかなるものと見るべきかに關し、多くの暗示を投げかける。

資料

では紀元後三世紀に御料地請作人はいかなる姿で登場して來るだらうか。この問題をとり上げるにあたり、直接に御料地請作人には言及していない P. Oxy. 58 (後二八八) を先づ考察の對象とせねばならぬ。當パピルスは *Servaeus Africanus* なる一ヘストラテュークス (*εραργου*) が *Arsinoie* の七縣 (*νομοι*) のストラテュークスにあつた廻狀であるが、その中で前者は後者にむかい御料地 (*οβολα ταμιακα*) で私利を追求する *γουραται*, *κερριουται*, *ιπουλιταις* 等の不法行爲を取締るよう要求すると共に今後各御料地には二、三人の *βητπεται* を従えた一人の *γουρατης* が存すれば可なる旨を述べており、又この *γουρατης* に對する保證人として *βουται* があらはれてゐる。ロストフツェンはこゝから、都市の元老院は御料地を良好に管理すべき義務を課せられ各御料地毎にその管理者 *γουρατης* の選定にあつたこと、この者は都市元老院の中から選出されるリットワルゲンであり以前の御料地請作人に相當するもの、といふ結論を出してゐる。(1) では後二〇二年各縣 (*νομοι*) の首都 (*πρυπολις*) への *βουται* 許可と共に御料地は之等元老院の管理すべき所となり、少くとも都市管理の御料地にあつて請作人は存在しなくなつたと見るべきか。ところで CP Herm 7 II/III の示す所によれば *Hemupolis* では同じく都市の管理する所となつた神殿領に *μαθουται* が存在し、しかもこゝで言及されてゐる *μαθουται* は一人の *γουρατης οβολα* を自らの許に有してゐる。エルテルが述べているように若しこの管

理者にして都市元老院の任命にかゝるものとしたならば先きの P. Oxy. 58 の場合にも請作人が存せずとは言ひ得なくなるであらう。(a) 史料は任命者が誰であつたかを示していないが故にこの問題は一應おくべき。

同じく同じ *procurator* なるものの存在を示すのに共に三世紀の史料 P. Flor. II 及び Princeton University Papyrus, Garrett Dep. 7624 (Papyri in the Princeton University Collection Vol. II p. 37) が存する。(b) 以上等史料の管理者は明かに主人 (*κύριος*) の代理人であつて、これら管理者がさきの P. Oxy. 58 のそれと必ずしも互に他を排除せぬとて、可能性は有るのであるが(前述)、以下 P. Oxy. 58 とは一應別箇に上記ペリを取上げよう。P. Flor. II は所謂 Heroninos 書簡と云はれ *procurator* たる Heroninos の出した書簡集 P. Princeton は *ἐκδοσις* の領收書であるが、以上等史料にあらはれる管理者 Heroninos (P. Flor.)、Amatis (P. Princeton) などの仕事を代わつて入つた Aurelios Alypius (P. Flor.)、Aurelios Herakleides (P. Princeton) とは一體な人ではなからぬ。P. Flor. をめぐり、以上皇帝御料地に關するところの當レヨリの編者 Comparetti (Flor. II. Einl. S. 60ff.) 及之の見解にしたがひ Wilcken (Arch. V S. 437 ff.)、P. Meyer (Giss., III S. 98)、Oertel (Liturgie S. 232) など大私有地に關するところ Johnson (T. Frank, Economic Survey Vol. II Roman Egypt p. 214 ff.) など意見は分れたこと

がいつて Alypius, Herakleides をは御料地の請作人とすべきか、又は大土地所有者とすべきかはにわかに決定できない。以上等主人の代理者として *obstia* を管理する之等 *procurator* は、P. Princeton では *ἐκδοσις* 事務をも、P. Flor. II では之に加うるに國稅業務及主人の個人的な仕事をも行つてをり、要するにその行つた仕事の内容は廣範、管理地域は廣大なものだつたことが想像され、ヘルテルの如きは P. Flor. から「自己經營」の存在は確實としてゐる。兎も角も之等 *procurator* の主人が御料地請作人であるにせよ、私的大土地所有者であるにせよ、その強力な存在という事實そのものは決して否定することは出来ないし、又私有か請作かの問題も、古代末期にみられる *Zeirpacht* → *Ertpacht* への移行の傾向、當時に開花した *Ertpacht* の種々雑多の形態を顧るとき、當時の現實そのものが、兩者間に區別を設けうる程のものだつたであらうか、したがつて現在吾々が二者擇一をすべき底のものであらうか、ときえち私見する。

以上の後三世紀への一瞥はさきに「二世紀についてのべた諸事項に關し幾多の貴重な示さざるを與えてくれる。

一、ロストフツニフは富めるアレクサンダリア市民が地方 (*χωρά*) で御料地請作人として活躍したことをさきの總督アレクサンダーの告示 (Or. Graec. 669, 10 ff.) から推論してゐるが、事實 P. Princeton は Aurelios Herakleides がアレクサンダリア市の *κομιστής* を歴任したものであることを示して

いること。

二、上記二パピリが御料地請作人に關はると前提して、上に記した如き強力な存在は如何にして説明さるべきか。エルテルが記している如く、「Alypios の如き Großpächter は私的大資本の代表者として總じてリトルギー化の傾向に充分抗することが出来たと考えられ」したがって「Oberpächter」どころでないであり、羅馬帝制初期二百年間の御料地請作人は固より、ヘレニズム世界の専制諸國家の強力な統制下に在る Staatspacht 一般の運命に關して彼のたてた理論があまりにシャープにすぎないかといふべきを懐かざるを得ない。

三、尤も彼は後二、三世紀にかけて羅馬帝國の社會と經濟全般にわたりおこつた大變革を想定してをり、Zeitpächter たる御料地請作人が Erbpächter 更には大土地所有者に轉じたことも考へられるが、かく後三世紀の變化にかゝはらしめるのみでなく、彼が直接の考察の対象外においている國有地以外の地における、しかも後一、二世紀からの私的大土地所有の消長をたどることも必要である。

四、三世紀以後史料なき屬州アフリカの皇帝領との比かくがゆるされるとして、しかも埃及の御料地請作人にしてロストフツエフの説く如く弱い存在だつたとして、かゝる諸作人が後三世紀において上記の如き強力な存在としてあらはれて來ることは興味深く、すでに三世紀 Erbpächter 的性格がこく、しかも自己經營をせし行つた conductores はいよゝ私的な大土地

所有者の性格を濃くしていつたかもしれぬ。

- (註)(1) Rostowzew Staatspacht, S. 494f.
 (2) Oertel Liturgie S. 232
 (3) 即ち Oertel, Liturgie S. 233 ff. によれば *obola* 全體では相當數の *eporatorai* が居り、之等のものの管理業務の範圍は一乃至數村を含むものによつた。
 (4) Oertel, Liturgie S. 108
 (5) この問題につき今日でもなほ基本的な研究書たるの價値を失つてゐないのは Mitteis Geschichte der Erbpacht im Altertum, Leipzig, 1901 p. 46 ff. である。その簡単な要約は Rostowzew Kolonat S. 390 以下にみられる。
 (6) Rostowzew Kolonat S. 181f.
 (7) Oertel Liturgie S. 110 Anm. 2.
 (8) Rostowzew Kolonat S. 388 ff. 参照。
 (9) 因り Johnson, Roman Egypt p. 215 は前述の Heroninos 書簡を以て「後三世紀のこの時代の特色たる私的大所領の形成を示すもの」としてゐる。